

難病の医療費助成制度の申請手続きのご案内

難病の医療費助成を希望される方は、患者さんの住所地の保健所に下記の必要書類を添えて申請してください。
必要書類は次のとおりです。

全員が必要な書類

◆全員共通の書類

- 1□ 特定医療費（指定難病）支給認定申請書
- 2□ マイナンバー調書
- 3□ 臨床調査個人票（指定医が作成したもの）
- 4□ 医療保険の所得区分に係る同意書

◆医療保険の種類によって異なる書類（*下記の表を参考にしてください）

- 5□ 住民票（続柄の表示必要）
- 6□ 医療保険証の写し
- 7□ 市町民税課税（非課税）証明書（申告済のもの）

（注1）所得の内訳、所得控除額の内訳、市町民税所得割・均等割の記載があるもの

（注2）義務教育を修了していない者で、かつ、所得がない場合は、課税証明書の提出は不要

保険の種類別	住民票	医療保険証の写し	市町民税課税（非課税） 証明書
国民健康保険	「住民票の世帯」全員	同じ国民健康保険加入者 全員	国民健康保険に加入し ている方全員
後期高齢者医療保険	「住民票の世帯」全員	同じ住民票上の後期高齢 者医療保険加入者全員	後期高齢者医療保険に 加入している方全員
国民健康保険組合	「住民票の世帯」全員	同じ国民健康保険組合加 入者全員	国民健康保険組合に加 入している方全員
被用者保険 ・全国健康保険協会 ・健康保険組合 ・共済組合 ・船員保険	被保険者及び患者	被保険者・患者	被保険者 （注）被保険者が非課 税の場合は、患者本人 の課税証明書も必要

◆国民健康保険・国民健康保険組合に加入している場合

・同じ医療保険のご家族のうち、修学等の理由により住民票が異なる方についても、住民票と医療保険証、市町民税課税（非課税）証明書が必要です。

◆医療保険の世帯（同じ医療保険に加入している者）全員が、市町民税課税非課税の場合

・患者本人（患者が18歳未満の場合は保護者）の収入が80万円以下か超えるかで自己負担上限額が変わりますので、収入が分かる書類を添付してください。

〔例：障害年金・遺族年金等の年金額改定通知書の写し、特別障害者手当・特別児童扶養手当等の証書の写し 等〕

該当者のみ必要な書類

- 8□ 医療保険の世帯（同じ医療保険）内に他に特定医療費（指定難病）又は小児慢性特定疾病医療費の受給者がいることを証明する書類
（受給者証の写し（申請中の場合は申し出てください）及びその方の医療保険証の写し）
- 9□ 人工呼吸器等装着者であることを証明する書類
- 10□ 人工透析療法を受けている場合、特定疾病療養受療証の写し
- 11□ 寡婦（夫）控除のみなし適用に係る誓約書（新規・更新・変更申請等において「みなし寡婦（夫）控除」の適用を希望する場合）

※ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の開始に伴い、個人番号の記載が必要です。申請時に運転免許証等の本人確認書類と、通知カード等の個人番号を確認するための書類の提示をお願いします。詳しくは住所地の保健所へお問い合わせください。